



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第212号



所長
上川路 長生

ごあいさつ めん じゅう ぶく はい 面従腹背

北朝鮮のミサイル発射、藍ちゃんの引退、高安の大関昇進、中学生棋士25連勝など話題性のある報道を横目にしながら、5月提出の数々の報告や会議への出席を全て終えました。そして6月初旬、若葉の緑が眩しくて初夏の訪れを知る季節です。霧島連山では深山霧島(みやまきりしま)が色鮮やかなピンクで山肌を埋め尽くし、阿久根では県道を彩る“紫陽花ベルト”の報道がされています。

『面従腹背』が座右の銘と公言する前川喜平前文科省事務次官の証言が連日マスコミで取り上げられて、加計学園問題は、第2の森友問題と呼ばれて疑惑は広がりを見せています。“腹心の友”への便宜供与を裏付ける文書があると報じられて、野党からは安倍首相の進退に関わる重大問題と追及を強めています。野党に対して安倍首相は「これからもあらゆる岩盤規制に挑戦していく」と抵抗勢力と正面から対決する強気の姿勢です。

安倍首相の在任日数が第1次内閣と合わせて小泉純一郎首相を抜いて戦後第3位の長期政権となりました。相次ぐ閣僚の失言、森友学園や加計学園の問題が噴出しても支持率は5割前後で安倍1強の政権といわれます。第2次安倍内閣までの6年間で首相が6人代わり、政治は激しく揺れ国民は久々の安定した政権に安堵しているように見えます。1強長期政権の暴走のリスクに対しては、国民は気を抜くことなくチェックが必要といえます。

日本の安倍首相と違って米国のトランプ大統領は低迷する支持率に苦しんでいます。環境よりも雇用回復のためパリ協定からの離脱がトランプ氏の選挙での重要公約だったので。米国第一主義を前面に選挙に勝利しただけに支持率回復の起死回生の一打がパリ協定からの離脱でした。米国のメディアからは、『米国が世界を指導する時代は終了した』と世界のリーダー失格に落胆を隠しませんでした。

北朝鮮は4週連続となる弾道ミサイルを発射して、高い能力を誇示して国際社会への挑発をエスカレートさせています。そんな北朝鮮が武力挑発を強めるさなかに、韓国新大統領に『親北・反日』志向の左派系『共に民主党』の文在寅氏が就任しました。文氏は、ミサイル発射を繰り返す相手

目次

ごあいさつ “面従腹背”	…1P
税務カレンダー	…2P
2017年6月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム~PART2~ 今月の担当: 荒武 晃一	…3P
会計・税務のQ & A “平成29年度税制改正 ~ 中小企業・個人事業主向け その ~ ”	…4・5・6P
企業防衛対策のおすすめ	…7P
KSC主催 平成29年度税制改正セミナーのご案内	…7P
随想 “『次世代へつなぐ思い』 上川路美恵野 ”	…8P

に『態度が変われば』と対話への意欲を示す一方で、慰安婦問題をめぐる日韓合意の履行には消極的姿勢で、日韓関係は破綻を危惧させる情勢です。

日本の女子ゴルフ界を牽引してきた宮里藍選手が、今季限りで現役を引退することを表明しました。国内外で通算24勝を挙げ、“藍ちゃん”の愛称で親しまれ、女子ゴルフ人気を支えた第一人者でした。完璧主義者らしく「モチベーションの維持が難しくなった」と理由をあかして「幸せなゴルフ人生でした」とファンに感謝の気持ちを伝えました。

新横綱稀勢の里の人気は沸騰してチケットは入手困難といわれ、あの“若貴フィーバー”を凌駕するほどです。3場所連続優勝をめざして強行出場した横綱稀勢の里は、無念の途中欠場に追い込まれました。それでも弟弟子高安が順調に勝星を積み重ね大関に昇進して、“正々堂々と精進します”と口上を述べました。

将棋界最年少プロ棋士藤井聡太四段がデビューして25連勝と快進撃を続けていて新聞やテレビで大きく取り上げられ社会現象となっています。ヒーロー誕生で子ども将棋教室は入会者が倍増の勢いで、最近では子どもの教育に将棋が適していることも浸透してきました。我が家では小学3年の孫を相手に、夕刻の一時を将棋を指すのが至福の時間となっています。(平成29年6月吉日)

面従腹背...表面的には服従するよう見せかけて、内心では背いていること。

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



4月決算会社申告書提出

2017年6月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12 	13	14	15 	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30 	

6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告
(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

6月15日まで

- ・所得税の予定納税額の通知



6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

6月12日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付





業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！

個人住民税の特別徴収の新年度スタート

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。

また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

売掛金回収状況の確認

売掛金の回収状況は、資金繰りを左右しますので管理と確認をしっかり行いましょう。不良化の危険がある場合にはどう対策をとるかも入念に確認・検討を行っておくことが大切です。

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

障がい者、高齢者雇用状況の確認

障がい者及び高齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）の提出期限は7月15日（今年は7月18日）までとなっていますが、所轄のハローワークによっては、6月末までの提出をアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめのスポットや憧れの場所などを紹介していきます。

～PART2～

お出かけの際の参考にいただければ幸いです

おすすめスポット：温泉

今月の担当：経営支援部 荒武 晃一

私のおすすめスポットは温泉です。

今まで我が家のお風呂が一番でゆっくりできると考えていたので、温泉への興味は薄かったのですが、今年に入って家族や友達に勧められて行った以来、開放感と爽快感が気に入ってしまいました。

鹿児島、霧島、指宿とそれぞれ気分転換も兼ねて、少し遠出して入る温泉が好きです。

特に効能などは気にせず、個人的に気に入っているのが、鹿児島は「お乃湯」、霧島は「山翠」、指宿は「野の香」というところです。

いずれも露天風呂がついているのが特徴で、日常を忘れて、フッと一息つくのが何よりの楽しみです。



お乃湯

絶景の大パノラマではなく、長閑なところに入る温泉は実家を思い出したようでホッとします。挙げた中では「山翠」と「野の香」がそれにあたります。



山翠



野の香

最近では繁忙期で体重が3キロ増えてしまっているので、夏に向けて温泉ダイエットやサウナなど温泉の楽しみ方を増やしていきたいです。

そして、今月・第3日曜は父の日です。日ごろお世話になっているお父さんへの日ごろの感謝の気持ちを込めて、一緒に温泉に出掛けてみてはいかがでしょうか。

一緒に出掛けるのはイヤという方は、入浴券だけプレゼントするのも一案だと思います(笑)。

会計・税務のQ & A！



テーマ 『平成29年度税制改正 ～ 中小企業・個人事業主向け その ～』

5月号の事務所通信では、「中小企業者等向けの税制改正その」として、設備投資に関する制度をご紹介しました。今回は、平成29年度の税制改正で適用要件が緩和された事業承継税制についてご紹介したいと思います。

事業承継税制とは

後継者が先代経営者から相続又は贈与により非上場会社の株式等を取得し、一定の要件を満たした場合に、相続税又は贈与税の納税が猶予・免除される特例制度をいいます。事業承継時の税負担を軽減し、円滑な事業承継を支援するための制度となっています。

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人が相続により、非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。そして、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、非上場会社の株式等を贈与者(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税が猶予されます。そして、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

*「非上場株式等」とは、中小企業である非上場会社の株式又は出資(医療法人の出資は含まれません)をいいます。

*本税制の対象となる株式等は、後継者が相続、贈与前から既に保有していた分も含めて、**発行済議決権株式総数の3分の2までの部分**です。

制度を受けるための主な要件

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者の要件、先代経営者の要件を満たし、都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください。



相続税

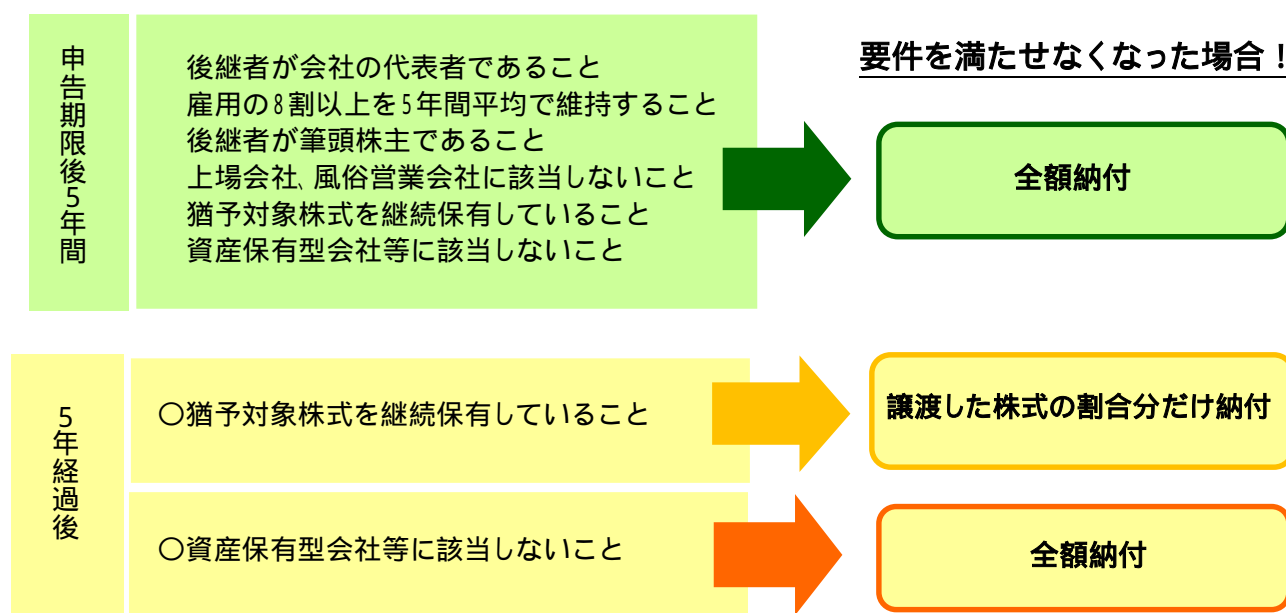
会社の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること ・上場会社、風俗営業会社でないこと ・資産管理会社でないこと(一定要件を満たすものは除く) ・従業員数が1人以上であること
後継者の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始日から5カ月後に会社の代表権を有していること ・相続開始時に、総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、最も多くの議決権を保有すること ・相続開始直前に、会社役員であること(被相続人が60歳未満で死亡した場合は除く)
先代経営者の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・相続開始直前において、被相続人及び被相続人の特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多く議決権数を保有していたこと



贈与税

会社の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること ・上場会社、風俗営業会社でないこと ・資産管理会社でないこと(一定要件を満たすものは除く) ・従業員数が1人以上であること
後継者の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していること ・20歳以上であること ・役員等の就任から3年以上経過していること ・後継者及び後継者と特別の関係がある者で、総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの中で最も多くの議決権数を保有することとなること
先代経営者の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・贈与時において、会社の代表権を有していないこと ・贈与直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多く議決権数を保有していたこと

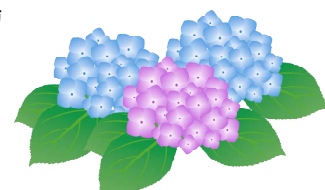
納税猶予を継続して受けるための主な要件



平成29年度税制改正による主な改正事項

セーフティネットとして、災害等の被災者に係る特例の適用の緩和

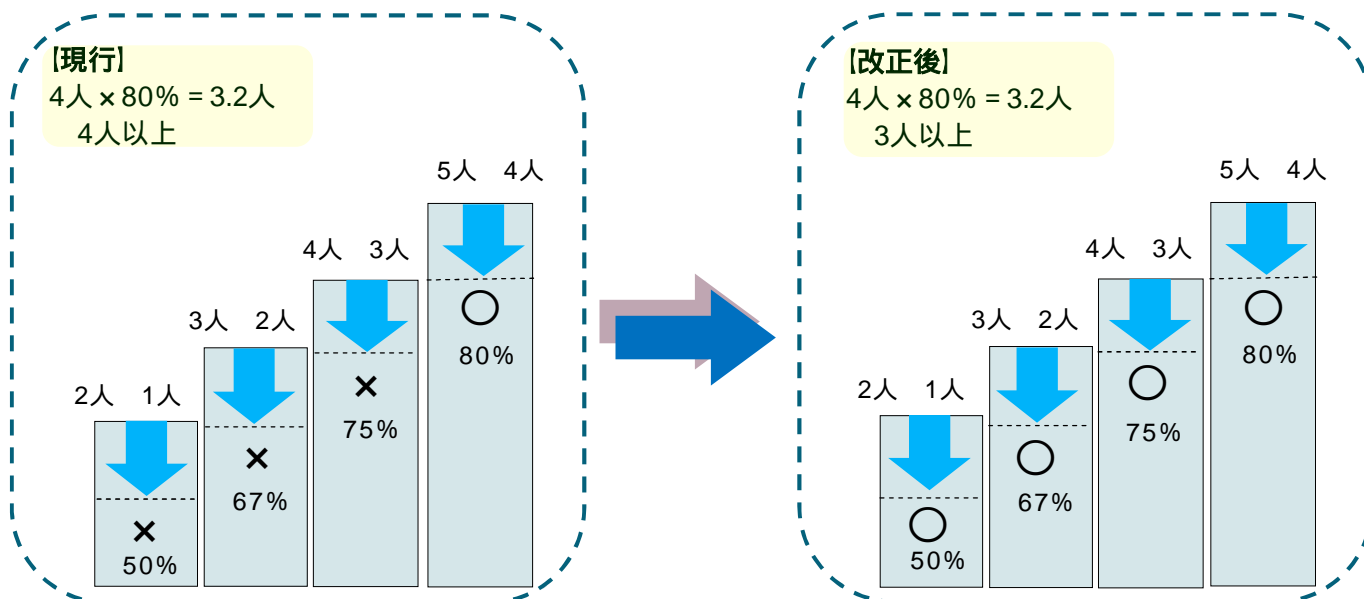
災害や取引先の倒産等により、資産の被害、従業員の減少、売上の大幅な減少があった場合に、影響の程度に応じて雇用要件等を免除するというものです。これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間中であっても猶予税額が免除されます。



雇用確保要件の緩和

維持すべき従業員数の算定において、常時使用従業員数に80%を乗じて計算した数に端数が生じる場合、現行の切り上げから切り捨てに変更され、切り捨てた人数と比較することになります。

* 改正により、従業員数5人未満の会社についても雇用要件を満たすことが可能となります。



相続時精算課税制度と併用可能に

贈与税の納税猶予制度を満たせなくなった場合、通常の贈与税を納めることとなり、相続税より高額な贈与税を納税しなければならないリスクがありました。相続時精算課税制度と併用が可能となったことで、納税猶予の要件を満たせなくても、結果的に相続税と同じ税負担となり、リスクが軽減されます。

< 事例 > 発行済議決権株式総数300株、1株100万円、株価総額3億円
 先代経営者が株式全てを保有しており、後継者の息子へ当該株式のうち200株(3分の2)を贈与したが、要件を満たせなくなり、贈与税の納税猶予が取り消された場合

『現行』

猶予が取り消された場合の納税額
約1億300万円
 (相続税納税 0円)

約5,440万円

『改正後』

猶予が取り消された場合の納税額
4,860万円
 (贈与税納税3,500万円 + 相続税納税1,360万円)

相続時精算課税制度

原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税制度です。この制度には2,500万円の特別控除があり、同一の父母または祖父母からの贈与において限度額に達するまで、複数年にわたり利用できます。贈与額が限度額を超えた場合には、超えた額に対して一律20%の贈与税が課税されます。(相続時精算課税制度を利用した場合、暦年課税の基礎控除110万円の利用はできません)

相続が発生した際は、相続税額から既に納めた贈与税が差し引かれ、相続税額が少ない場合は差額が還付されます。相続時精算課税を選択する際は、期限内に申告書の提出が必要です。一度選択したら取り消すことはできません。



事業承継税制では、要件を満たさなくなった場合に、猶予されていた税金が課されるというリスクがありますが、要件を緩和するなどより使いやすい制度へと見直しが行われています。見直しを行い、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進が図られています。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

退職金制度の充実が 企業の付加価値を高める！

企業として福利厚生面の充実を図る傾向は、従業員の**定着率**、**満足度**を向上させて業績のアップに欠かせない要因になっています。なかでも**退職金制度の有無**、**内容**は就業を求める人にとって大きな決定要因になり得ます。

求人倍率がバブル期来の水準に達している状況の中、働く側にとっていかに有利な条件の職場かの判断は当然かと思いますので、企業側は制度の充実を図ることが企業としての付加価値を向上させ、良い人材の確保と業績のアップにつながる要因だと思います。



退職金制度制定の主な方式

- ・ **勤務年数による支給倍率方式** = 「一時金支払い」「年金支払い」「併用払い」
- ・ **職務による取得ポイント方式** = 基本金額 + 取得ポイント査定
- ・ **報酬加算による平準支給方式** = 将来の支給額を平準化して、報酬に上乘せ

～退職金制度制定の留意すべき項目～

- * 正社員とパートの支給基準と規程
- * 支給方法と受け取り方法
- * 掛金の経理処理方法
- * 退職金財源の拘束性と自由性 等

制度の制定及び種類については、**監査担当者にお問い合わせ下さい**



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

一般社団法人
鹿児島経営サポートセンター 主催

参加費 無料!

平成29年度 税制改正セミナー

講師：税理士法人 押井会計 所長・税理士 **押井 誠司**
(一社)鹿児島経営サポートセンター 理事

平成29年度の税制改正においては、設備投資をはじめとして中小企業の企業活動を支援する**税制措置が広く拡充**されることになり、中小企業の攻めの投資を後押しするための**中小企業経営強化税制の創設**や**固定資産税の特例の見直し**が行われました。また、事業承継対策に欠かすことのできない**取引相場のない株式の評価も見直し**となっています。

これらの**主な税制改正項目の内容やその影響、適用要件等**について**分かりやすく解説**致します。ぜひご参加下さい!!

日 時 **平成29年7月6日(木) 14:00~16:00**

会 場 **かごしま県民交流センター 大研修室第2**

会 費 **無料**

お申込方法 当事務所通信同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
また、お申込み頂いた方には、FAXで「参加証」をお送りいたしますので、当日受付までお持ち下さい。参加申込書は当事務所ホームページからもダウンロード可能です

お問合せ 上川路会計事務所 TEL 099-252-7070 担当 岩下・伊集院



六月に入り、梅雨入りしたとたん、空気が湿り気を帯びてきました。

世界の各地で起こるテロや北朝鮮が発射するミサイルの報道に暗い不安を感じます。

世界情勢の安定には各国の協調が欠かせませんが、残念ながら現在は、自国を優先させる風潮が強いようです。それぞれの国の首脳には自国民を守る責任があるのは当然ですが、過度に自国を優先させて他国への配慮を欠けば、国際社会は成り立ちません。

先月イタリアで開かれた主要国首脳会議（サミット）では、首脳宣言に貿易問題について「保護主義と闘う」という一文を盛り込んで決着しましたが、トランプ大統領は終始「米国第一」の持論を展開しました。「開放された貿易体制」と「世界全体の繁栄をめざす」ことが自国の発展と平和を支えるという今まで先進国間で共有されてきた価値観を大きく揺さぶったのです。

その後、トランプ大統領は地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定からの離脱も宣言しました。自国で独自に対策をするという話もあるようですが、世界規模での温暖化ガス削減の実効性に暗雲が立ち込めてしまいました。

環境問題に限らず、地球規模での課題は個々の利害対立を乗り越えて連携して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）という、貧困や飢餓、環境や平和などに関して2015年から2030年までに達成すべき目標を国連が定めています。

国連の加盟国である日本でも取り組むこととされていますが、あまりにも大きすぎるテーマで一般人である我々には縁遠く感じてしまいます。

しかし、事業を営む経営者の立場で自分たちの事業の社会的意義をうたう経営理念を思い起こしてみれば、案外共通するものがあるように思います。

たとえば、医療や福祉関連事業であれば、「3 すべての人に健康と福祉を」という項目に、製造業であれば「9 産業と技術革新の基盤をつくる」や「12 つくる責任 つかう責任」などが関係してきます。

そして、業種に係らず「8 働きがいも経済成長も」の目標は昨今の働き方改革の流れの中で大切なテーマですね。

これらの目標を達成するために共通しているのは、「自分たちさえ良ければ」「今が良ければ」という利己的で目先の利益を追ってはいけないということです。

「持続可能性」とは、未来に向けてつながっていくこと、今の社会をより良いものとして次世代へ確実に受け継いでいくことです。

厳しい社会環境の中、他者を思いやり長期的な視点に基づいた行動をとるのは難しいことですが、自分たちの事業の成果が地球規模の幸せにつながっていると思うとちょっと壮大で誇らしい気分になって、あらたな気持ちと視点で仕事に取り組みそうな気がします。

事業経営の場だけでなく、個人個人でもこれらの目標を達成するために出来ることはたくさんあります。（参考：持続可能な社会のためにナマケモノにもできるアクションガイド

http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/24082/）

世界共通の課題を後回しにして自国第一を掲げる首脳を選んだのは、その国の国民です。ならば、国民一人一人が困難な状況にある人や次世代の人を思いやり、共通の課題のために連携していくことを選択し、行動に示していくのであれば、現在の流れを変えるきっかけになるのではないかと思っています。



世界を変えるための17の目標

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくる
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナースHIPで目標を達成しよう



家々に枇杷(びわ)の灯ともる島の道 美恵野

編集後記

6月に入り、鹿児島もついに梅雨入りしました。6日の朝には、桜島が黒く大きな噴煙を上げていて、SF映画を見ているかのような様子でした。上がった噴煙は3,200メートルを超えていたようです。梅雨が明けても灰が降るのかな...と嫌な予感がする今日このごろです。梅雨ニモマケズ、灰ニモマケズ、夏ノ暑サニモマケヌ...ように頑張っていきたいと思えます

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 伊集院 赤塚 西 篠原

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

